

写

事務連絡  
平成11年6月1日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

主治医意見書等の取り扱いについて

日頃より、介護保険制度の施行準備につきましてはご協力をいただきありがとうございます。

要介護認定に係る主治医意見書等の取扱いにつきましては、平成11年1月27日の全国介護保険担当課長会議においてその基本的な考え方についてお示したところですが、今般、別紙の通りの扱いとすることといたしましたのでお知らせいたします。

(別紙)

## 主治医意見書等の取扱いについて

### 1. 主治医意見書の記載に係る対価について

主治医意見書の記載に係る対価については、在宅・施設別、新規・継続申請別に以下の金額とする。

なお継続申請者とは、更新申請において、施設入所者については前回申請時と同一の施設に入所している者及び在宅の者については前回申請時と同一の医療機関又は主治医が意見書を記載した者をいう。

	在 宅	施 設
新規申請者	5,000 円	4,000 円
継続申請者	4,000 円	3,000 円

### 2. 市町村の事務費として診察・検査に係る費用を負担する場合の取扱いについて

要介護認定の申請者であって主治医がなく、主訴等もない者が、要介護認定の申請を行う場合は極めて例外的なものと考えられるが、意見書を記載する場合に必要な診察・検査については、健康診断と同様の考え方により医療保険の対象とはならない。従って、すでに平成11年1月27日の課長会議で提示しているとおり、このような場合には、市町村が要介護認定にかかる事務費として必要な費用を負担することとなる。

主治医がおらず診療を希望していない者に意見書を記載する場合に必要な診察・検査に係る費用については、初診料及び医師の判断に応じて行った検査等（以下のものに限る）に対する診療報酬単価を用いて積算した費用とし、事務費交付金の対象とする。

#### 【医師の判断に基づき行う検査等として事務費交付金の対象となる範囲】

- ・胸部単純X線撮影
- ・血液一般検査
- ・血液化学検査
- ・尿中一般物質定性・半定量検査

なお、事務費交付金の対象となる者については、主訴等がない者であるため、医師が訪問して診察を行うことは想定していない。

写

事務連絡  
平成11年9月6日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

主治医意見書記載に係る対価の取り扱いについて

日頃より、介護保険制度の施行準備につきましてはご協力をいただきありがとうございます。

主治医意見書記入に係る対価については平成11年6月1日付け事務連絡においてその考え方をお示ししたところですが、主治医がなく、主訴等もない被保険者の意見書記載にあたっては、例外的取り扱いとして事務費交付金の対象として初診料相当分及び検査を必要とする場合の検査費用についても事務費交付金の対象経費とすることとしております。

本取り扱いに関して、検査等の具体的な範囲について照会を受けているところですが、今般、別添のとおりその考え方を整理いたしましたのでお知らせいたします。

なお、検査に関して、別添以外の項目について実施されている場合には、事務費交付金の対象経費とはなりませんので、その取り扱いにはご留意願います。

(別添)

## 事務費交付金の対象となる検査等の内容について

### ○ 基本的な診察

初診料（診療所）相当額

初診料（病院）相当額

### ○ 末梢血液一般検査、血液化学検査、尿検査、胸部エックス線検査の具体的な範囲は以下のとおり。

#### 検査項目

血液採取（静脈）

末梢血液一般検査

血液液学的検査判断料

血液化学検査（10項目以上）

生化学的検査（I）判断料

尿中一般物質定性半定量検査

単純撮影

写真診断（胸部）

フィルム（大角）

（注1）原則として、寝たきりや主訴があり、医療が必要な者については、提供されている医療に基づき意見書を記載するものであり、往診が行われた場合についてもその費用は医療保険の対象である。一方、ねたきり等がない者については、通常、医療機関を受診することは可能であると考えられるので、意見書の記載のみを目的として、市町村が指定する医師が、診断を受ける者のために申請者宅等を訪問することは想定していない。

ただし、例外的には、医療を受けることを拒否している寝たきり等の申請者を医師が訪問する必要が生じる場合があり、この場合は、意見書記載に係る費用、初診料に相当する費用及び上記の検査に要する費用についてのみ事務費交付金の対象とし、交通費に相当する費用等それ以外の費用が生ずる場合であっても、当該費用は申請者の自己負担とする。

（注2）上記費用のうち、実際に行った検査費用のみを事務費交付金の対象経費とする。

写

事務連絡

平成11年6月14日

各都道府県介護保険担当課 御中

厚生省老人保健福祉局  
介護保険制度施行準備室

主治医意見書記載に係る消費税の取り扱いについて

日頃より、介護保険制度の施行準備につきましてはご協力をいただきありがとうございます。

要介護認定に係る主治医意見書記載にかかる費用は、消費税の課税対象となりますのでその取り扱いにご留意願います。

なお、標記取り扱いについては国税当局に確認済みですので念のため申しあげます。